

第1回口頭弁論期日のご報告

平成28年3月31日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 法廷におけるやりとり

(1) 当弁護団の主張

★訴状の陳述

○概要

- ① 本件原発事故による被害に対し、被告国と被告東京電力が行っている賠償は極めて不十分である。

被告国が定めた「中間指針」は、加害者側が決めた一方的な基準であり、避難指示区域・自主的避難区域・それ以外という線引きを行って、賠償金額に格段の差を設けた。被告東京電力は、とりわけ避難指示区域外からの避難者に対し、極めて低額の賠償をするか、または賠償自体を拒んでいる。

本訴訟の目的は、本件原発事故による被告らの法的責任を明確にし、避難指示区域内・区域外問わず等しく原発被害者へ完全かつ早期の賠償がなされることである。

- ② 文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会は、平成14年7月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「長期評価」といいます。)を発表した。長期評価は、平成14年の段階で、日本海溝付近の広い地域のどこでも、今回の地震のような津波地震発生の可能性を指摘していた。長期評価は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いで、マグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%の確率で発生すると予測していた。

平成16年12月のスマトラ沖地震によって、連動型地震による原発事故が現実化した。その上、平成18年1月に被告国と被告東京電力ら電気事業者は、溢水勉強会を立ち上げた。この溢水勉強会において、被告らは、想定を超える津波によって、全電源喪失に至ることを共通して認識した。この全電源喪失が、本件原発事故の原因である。

- ③ そのため、被告らは、平成18年までに、福島第一原発に想定を超える津波が発生し、この津波により建屋内に浸水するなどして海水ポンプ等の冷却機能を喪失し、全電源喪失により炉心損傷に至る可能性があること、シビアアクシデント(過酷事故)対策が必要であることを認識していた。

被告国が、原発事故という「災害が万が一にも起こらないように」するために、電源の多重化・多様化、冷却源の多重化・多様化、浸水防止対策といった安全規制をとっていれば、本件原発事故を防ぐことは十分に可能であった。

ところが、被告国は、規制権限を行使することが可能であったのに、これを怠った。その結果、本件原発事故が発生した。

被告国には、規制権限を行使しなかったという国家賠償法の責任がある。

- ④ 被告東京電力は、原発という極めて高度の危険性を含む施設を設置・管理・運転する事業者である。被告東京電力は、被告国同様、福島第一原発について、大津波の発生や原子炉建屋等重要な施設や設備に浸水する危険性を認識していた。

しかし、被告東京電力は、津波対策・シビアアクシデント対策といった安全対策を怠っており、高度の注意義務に違反していた。

そのため、被告東京電力は、原告らに対して、無過失責任である原子力損害賠償法に基づく賠償責任を負うことは当然、高度の注意義務に違反したことから、民法709条の不法行為責任も負っている。

- ⑤ 我が国の原子力発電事業は、被告国と電力会社の相互の強力な連携関係の下で一体となって推し進められてきた。その一環として、福島第一原発が、被告東京電力により、設置・運転されてきた。

本件原発事故は、国策民営の実態がある原子力発電事業推進体制の下で発生した。

被告らは、原告らに対し、民法719条の共同不法行為責任を負っている。

- ⑥ 福島第一原発周辺の住民は、政府による避難区域の設定により、区域内避難者と区域外避難者に選別され、被告らからの賠償を受けることができる者と賠償を受けることができない者に分けられた。しかし、区域内避難者と区域外避難者の間に、避難行動の態様に大きな差はない。

原告らは、他の多くの避難者と同様、多くの放射性物質が拡散する恐怖を感じ、自らや子どもらへの身体への影響を強く懸念したことから、避難した。本件原発事故前の原告らの住所は、いずれも避難区域外であるが、避難区域外であれば安全という保障はなかった。

政府による避難区域設定の如何に関わらず、原告らが本件原発事故前の住所地から避難することに、合理性がある。本件原発事故は未だ収束しておらず、原告らは帰還を決意できない。

- ⑦ 原告らは、本訴訟で、慰謝料・休業損害・逸失利益等の財産的損害を含めた損害を包括し、包括慰謝料として、被告らへ賠償を求める。

(2) 被告東京電力の主張

★答弁書の陳述

○概要

- ① 本件地震は、「長期評価」において指摘された地震ではなかった。被告東京電力は、本件地震に伴う大津波の発生を予見できなかった。

予想できなかった巨大地震・巨大津波によって発生した本件原発事故について、被告東京電力には故意・過失がない。

- ② 被告東京電力は、「長期評価」の研究や「溢水勉強会」の知見を踏まえても、平成18年の時点で、O. P+10mを大幅に超える津波が到来することに

ついて、具体的な根拠をもって想定すべき状況でなかった。

被告東京電力は、本件津波を予見できなかったのだから、本件津波を回避するために義務も負わない。なお、被告東京電力は、本件原発事故前、様々な洪水対策や津波による浸水対策をしていたが、想定を大幅に上回る津波が発生したので、結果として功を奏しなかった。

- ③ 原告らは、民法709条に基づく不法行為責任を主張している。だが、被告東京電力は、原子力賠償法に基づく賠償責任を負うため、民法上の不法行為責任を負わない。被告国との共同不法行為責任も負わない。

被告東京電力が原子力賠償法に基づく無過失責任を負う以上、本件原発事故に関する被告東京電力の故意・過失を審理する必要はない。

原告らが主張する損害が本当に発生しているのか、損害が発生していたとして本件原発事故との間に相当因果関係があるのか、これらの点に集中して審理されるべきである。

- ④ 政府による避難指示区域の設定は、放射線の健康影響に関する科学的知見や実情等を踏まえているため、不合理かつ差別的ではない。
- ⑤ 原告らは、慰謝料・休業損害・逸失利益等の財産的被害を含めた包括的慰謝料を請求している。だが、あくまで個別の損害項目毎に、主張立証されなければならない。

被告東京電力は、中間指針追補を踏まえ、自主的避難等対象者へ、原則として1人あたり40万円ないし8万円を支払っている。中間指針等に定める賠償額は合理的であり、追って、書面で主張する。

(3) 被告国の主張

★答弁書の陳述

○概要

- ① 被告国は、国家賠償法1条1項の損害賠償責任を負わない。
- 原告らは、被告国が規制権限を行使しなかったことについて違法であると主張している。被告国は、原告らの主張に対して、全面的に争う。
- ② 被告国は反論をする予定だが、その前に、被告国の予見可能性の対象等原告らの主張について、釈明を求める

(4) 当弁護団員による意見陳述

(5) 原告番号5番さんによる意見陳述

2 今後の裁判の日程

第2回口頭弁論期日 平成28年8月29日(月)午前11時

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上